

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分） 企画提案コンペに係る質問および回答

1 業務遂行体制の構築

質問 1

5 業務内容 （1）業務遂行体制の構築について人員、会場レイアウト、備品および設備の設置場所（事務局）は、三重県内でなく県外を予定したいと考えておりますが、問題ないでしょうか。

《類似の質問》

- ・作業場所は受託者にて準備を行う認識でよろしいでしょうか。（県指定はなし）

回答 1

問題ありません。作業場所は、受託者にて準備をしていただくこととなります。

質問 2

業務に必要な、パソコンと周辺機器、プリンター、その他機材の準備は受託側で行う認識でしょうか。

回答 2

お見込みのとおりです。

質問 3

作業の流れの中で、受託業者と県でデータもしくは紙の授受を行う事があるようでしたら、何をどのタイミングで授受するのかお教えいただけますでしょうか。

回答 3

受託者と県において、申請書、実績報告書および成果物等の授受のタイミングは、主なものとして、以下のようにすることが想定されます。

〈毎月 10 日まで〉

- 国保連あて提出された、ア 慰労金および支援金の申請書等（データ、紙）、国保連により作成された、イ 申請概要一覧、ウ 取扱不可一覧、エ 投入不可一覧などを県から受託者へ授受

〈毎月 18 日ごろまで〉

- 審査後の上記イ、ウ、エの一覧、集計データ、支出命令を行うための所定のフォーマットで作成されたエクセルデータ、および受託者により作成した交付決定通知書の作成にかかる対象者一覧などを受託者から県へ授受。このときの受託者から県への授受は、データにより行うことを想定している。なお、毎月 20 日ごろ県から受託者に対し、交付決定通知書の作成および発送依頼を行う。

〈毎月 10、20、30 日〉

- 県あて提出された、カ 個人による申請（慰労金）、キ 精算交付申請（支援金）の申請書等を県から受託者へ授受
- 県あて提出された慰労金および支援金の実績報告書等を県から受託者へ授受
- 集計データ、受託者により作成した額の確定通知書の作成にかかる対象者一覧などを受託者から県へ授受。このときの受託者から県への授受は、データにより行うことを想定している。その後、県から受託者に対し、額の確定通知の作成および発送依頼を行う。なお、額の確定通知書の作成は、概算交付申請（支援金）のみ行う。
- 返納額が発生した場合は、県において作成した納付書を受託者へ授受。同時に県から受託者に対し、発送依頼を行う。

2 申請書の受付

質問 4

申請書や実績報告書への受付印の押印とあるが、デジタル対応は認められないでしょうか。

回答 4

申請書や実績報告書について、受付済みのものと受付処理がまだのものが県から見ても明確に区分されていると判断できるよう管理されているならば、デジタル対応でも差し支えありません。

質問 5

国保連に紙媒体で申請されたものは、どのように県へ提供されますでしょうか。データ化のうえ、原票と一緒に県へ提出 or 紙媒体のまま、原票を県へ提出。

回答 5

紙媒体のまま、原表が県あて提出されます。なお、紙媒体で提出されたものは、国保連により作成される一覧（申請概要一覧、取扱不可一覧、投入不可一覧）のいずれかに含まれることとなります。

質問 6

慰労金の対象施設数（推計）をご教示ください。

回答 6

約 2,710 施設（推計）です。なお、内訳は以下のとおりとなります。

区分	病院	診療所	歯科 診療所	訪問看護 ステーション	助産所	合計
施設数（推計）	70	1,390	900	300	50	2,710

質問 7

（国保連分）対象施設数の想定数量を教えてください。

回答 7

想定数量は不明です。

質問 8

申請書がデータではなく紙で届いている割合について、予測値または現状の実績値で結構ですので、ご教示ください。

《類似の質問》

・概算交付申請と精算交付申請の想定割合を教えてください。

回答 8

予測値は不明です。現状の実績値として、7月分（申請期間：7月20日～7月31日）の申請件数は以下のとおりであり、紙で届く慰労金の申請書の割合（紙媒体、個人）・紙で届く支援金の割合（紙媒体、精算）はどちらも15%でした。

〈慰労金〉

提出先	国保連				県	
申請方法	オンライン	WEB	CD-R 等	紙媒体	個人	合計
7月分申請件数	126 件	141 件	24 件	74 件	4 件	369 件
7月分申請別割合	34%	38%	7 %	20%	1 %	100%

（支援金）

提出先	国保連（概算）				県	
申請方法	オンライン	WEB	CD-R 等	紙媒体	精算	合計
7月分申請件数	38 件	38 件	9 件	11 件	4 件	100 件
7月分申請別割合	38%	38%	9 %	11%	4 %	100%

質問 9

直接申請分の想定数量を教えてください。

《類似の質問》

・退職者等で直接申請が届く割合について、予測値または現状の実績値で結構ですので、ご教示ください。

回答 9

予測値は不明です。現状の実績値として、7月分（申請期間：7月20日～7月31日）の申請件数は回答8のとおりであり、直接申請の割合は、慰労金・支援金どちらも4%でした。

質問 10

申請書の不備率について、予測値または現状の実績値で結構ですので、ご教示ください。

回答 10

現状の実績値は不明です。予想値としては、慰労金・支援金どちらもそれぞれ合計申請数の 10%を想定しております。

質問 11

国保連に申請される紙とデータの想定割合をお教えいただけますでしょうか。

回答 11

想定割合は不明です。現状の実績値として、7月分（申請期間：7月20日～7月31日）の申請件数は回答8のとおりであり、慰労金は紙が20%、データが80%、支援金は紙が9%、データが91%でした。

3 申請書、実績報告書の審査

質問 12

慰労金の申請書／直接申請分／実績報告書、支援金の概算交付申請書／精算交付申請書／実績報告書のそれぞれについて、審査にかかる1件あたりの審査時間の想定があればご教示ください。

回答 12

審査にかかる1件あたりの審査時間は、以下のとおりを想定しております。

- 慰労金の申請書/直接申請分/慰労金の実績報告/支援金の概算交付申請書：約 15 分
- 概算交付申請の実績報告：約 20～30 分
- 精算交付申請書：約 30～40 分

質問 1 3

申請書や実績報告に不備があった場合、または振込不能となった場合に、申請者に対して「電話での問い合わせ」「修正や再提出の依頼」とあるが、不備の補正については電話聞き取り内容を事務局で反映させることも可とするという認識で良いでしょうか？電話での聞き取り修正を不可の場合の想定がありましたらご教示ください。

《類似の質問》

- ・再提出を依頼する場合は、電話、メールでの連絡、または郵送通知、いずれかの指定はありますでしょうか。

回答 1 3

申請内容に大きな影響のない軽微な誤りについては、電話での聞き取り修正は可能と料します。聞き取り修正を行う際は、申請者への連絡日時、担当者氏名、確認者氏名、確認内容等を記録してください。

電話での聞き取り修正ができないものについては、申請金額に係る修正を伴う場合や、慰労金の申請における「他機関での勤務実績」の未記入などが想定されます。その際、様式の差し替え作業が必要となります。

質問 1 4

審査において、再提出になった場合は、どこにどうやって提出してもらう想定でしょうか。

回答 1 4

再提出は、受託者の作業する場所に直接提出いただくよう申請者に依頼してください。

質問 1 5

新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業の支援金との重複はどのように行うのでしょうか。

回答 1 5

救急・周産期・小児医療体制確保事業の支援金の事務は県医療保健部の別部署において行っており、既に対象の医療機関は把握しています。そのため、受託者には審査に活用いただくための情報提供をします。

質問 16

申請時点で県直接給付該当有無が○になっている申請に対し、誰がどのように国保連からの給付になるか判断を行うのでしょうか。

回答 16

申請概要一覧に含まれる申請案件については、国保連からの支払となります。取扱不可一覧に含まれる申請案件については、県からの支払となります。取扱不可一覧には、申請時点で県から支払うことが決定している申請と、申請時点で何らかの不備等があり、国保連から支払うことが不可能となった申請が含まれております。

4 支出命令の準備

質問 17

（国保連分）支出調書は誰がどのように作成し、依頼しますでしょうか。（フォーマット等不明）

回答 17

支出調書については、県で作成を行います。

質問 18

支出命令の準備について、「各種データ（名称、住所、口座番号等の電子データ）を所定のフォーマット（エクセル）に落とし込み」とありますが、所定のフォーマットとは、全銀協規定フォーマットで作られた振込データである、という認識でよろしいでしょうか。

回答 18

所定のフォーマットとは、県の財務会計システムに相手方情報を登録するためのフォーマットのことです。

相手方情報の必要項目は、氏名、住所、口座情報（金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人）等です。県から相手方情報入力用様式を提供しますので、そちらの様式に規定される各項目について入力してください。

質問 19

（県から直接支払い）相手方情報の必要項目を教えてください。また、支払い手続きとは誰が、どのように行いますでしょうか。

回答 19

相手方情報の必要項目は、氏名、住所、口座情報（金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人）等です。県から相手方情報入力用様式を提供しますので、そちらの様式に規定される各項目について入力してください。

相手方への支払手続については、県が行います。

5 交付決定通知、額の確定通知、未申請者への勧奨通知等の発送

質問 2 0

交付決定通知は、国保連経由分、直接申請分問わず、いずれも発行する認識でよろしいでしょうか。

回答 2 0

お見込みのとおりです。申請者全員に対し、交付決定通知書を作成し、送付します。

質問 2 1

「交付決定通知を作成するための起案」とは具体的にどのような媒体になりますでしょうか。※ 対象者一覧を作成し、県へ提出の認識になりますでしょうか。

回答 2 1

交付決定通知書の作成にかかる対象者一覧を提出していただくことを想定しております。県においては、対象者一覧を基に、「交付決定通知を作成するための起案」を行います。県において起案決裁ののち、県から交付決定通知書の作成依頼を行いますので、受託者にあつては、県から提供する様式を用いて交付決定通知書を作成し、申請者あて送付していただくこととなります。

質問 2 2

各種通知書の出力は受託者側になる認識でよいでしょうか。

回答 2 2

お見込みのとおりです。交付決定通知書、額の確定通知書など各種通知書について、受託者側で申請者ごとに作成していただき、紙の出力においても受託者で行っていただきます。

質問 2 3

各種通知書の封筒は県から支給の認識でよいか。業者側で準備する場合は封筒の指定はあるのか。

回答 2 3

封筒の作成費用についても、契約金額に含まれます。封筒の指定については特にありませんが、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）」にかかる郵便物であることを明記してください。

質問 2 4

封筒の作成費用、および各通知物の郵送費用は契約金額に含まれますでしょうか。

《類似の質問》

・ 通知書等の発送料金は実費請求として見積書に含まれますでしょうか。

回答 2 4

契約金額に含まれます。発送料金は、実費請求として受託者の実績報告の際に報告いただき、精算となります。

質問 2 5

通知書等の発送方法に指定はありますか。

回答 2 5

通知書等の発送方法については、郵送を想定しています。

6 振込不能時の補正対応

質問 2 6

振込不能時の補正対応について、直接申請・直接交付分のみが対象となる認識でよろしいでしょうか？

回答 2 6

お見込みのとおりです。

質問 2 7

未提出者の催促について、どのような頻度、サイクルで実施するか、想定はありますか？

回答 2 7

慰労金は、令和 2 年 12 月末が申請の締切期限であるため、実績報告の提出など全ての事務手続き、県の事務処理が年度内に完了できるよう進めたいと考えています。

支援金は、令和 3 年 2 月末が申請の締切期限であるため、実績報告書の提出など一定程度は令和 3 年 4 月以降になるものがあると想定していますが、可能な限り年度内に事務処理ができるよう、申請者に早く申請する、実績報告書を提出するよう催したいと考えています。

いずれにしても、委託事業者と協議しながら、早期事業完了できるよう取組を進めることを考えています。

7 その他

質問 28

契約期間終了後に届く実績報告にかかる業務は、受託者の対応範囲に含まれない認識でよろしいでしょうか。

回答 28

含まれませんが、契約期間内に期日を定め、それまでに届いた実績報告書については、契約期間内に処理していただくこととします。